

5月の相談日です。

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。

そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。

秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみてもいいですか。



5月の相談

専門性のあるマスコットキャラクター

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～16:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 5月13日(金)・27日(金)  
時間 9:00～11:30  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

介護相談

期日 月曜日～金曜日  
\*祝日を除く  
時間 9:00～17:00  
(水曜日は19時まで)  
会場 榛原庁舎2階相談室  
相良保健センター

高齢者福祉課 ☎030076

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。

期日 5月14日(金)  
時間 10:00～15:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

消費生活相談

訪問販売や通信販売などの契約トラブル、振り込み詐欺、消費者金融・多重債務、クーリングオフの手続き、製品事故など消費生活における相談を専門の相談員が対応します。契約トラブルの解決のコツは、あきらめないことです。まずは相談してください。

【最近多い相談事例】  
エステの解約、はがきやメールで送られてくる架空請求、アパートの敷金精算、ネットオークションやアダルトサイトのトラブル

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～16:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 5月20日(金)  
時間 13:30～15:30  
会場 市民相談センター  
東海税理士会島田支部 ☎054766575

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 5月15日(金)  
時間 13:00～16:00  
会場 相良保健センター  
包括支援センターさがら ☎031900

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分で対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 5月7日(金)・20日(金)  
時間 10:00～12:00  
13:00～15:00  
会場 市民相談センター  
予約 8:30～  
当日電話予約のみ

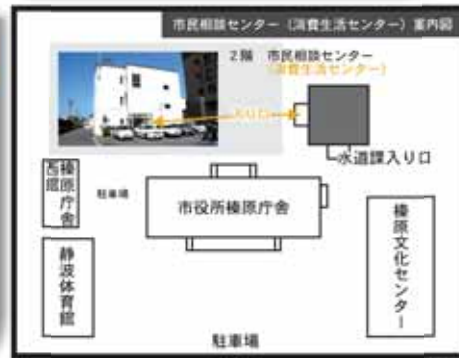
市民相談センター ☎030088

行政相談

行政相談員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 5月7日(金)・20日(金)  
時間 10:00～12:00  
会場 市民相談センター

市民相談センター ☎030088



\*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



生活に不安をお持ちの方は相談してください  
生活困窮者自立支援制度スタート

問い合わせ 社会福祉課 福田 ☎(23) 0070

生活にお困りの方の相談を広く受け付ける、生活困窮者自立支援制度が4月から始まりました。

支援内容

この制度は、これまでではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を、拡充するものです。  
例えば「経済的に不安がある」、「家賃が払えない」、「病気がちで不安」、「失業した」など暮らしの中で不安や困りごとを抱えている方の相談を受け、それらを解決できるように一緒に考えます。

実施する事業

法律が規定する事業のうち、初年度となる平成27年度は、就労その他の自立に関する相談や支援のためのプラン作成などを行う「自立相談支援事業」と、離職などにより住居を失った、あるいは失う可能性のある人に対し家賃相当の金額を支給する「住居確保給付金制度」を実施します。  
これらの事業は、市が社会福祉協議会に委託して行います。

|          |  |
|----------|--|
| 自立相談支援事業 | 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を目指すものです。生活の困窮に関する一般的な相談を幅広く受け付け、支援策を検討し、ハローワークなどの各種の相談機関などと必要に応じて連携しながら実施します。 |
| 住居確保給付金  | 離職などにより経済的に困窮し住居を失った、あるいは失う可能性のある方に対し家賃相当額の「住居確保給付金」を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るものです。支給には一定の要件がありますので、詳しくは問い合わせください。   |

相談窓口

市社会福祉協議会(いくら内)

☎(52) 3500

榛原事務所でも相談を受け付けます。(市老人福祉センター龍眼荘内)



4月からコンビニ納付開始  
コンビニで市税の納付ができます

問い合わせ 納税課 瀧美 ☎(23) 0022

平成27年4月から皆さんに送付する市税の納付書は、日本全国のコンビニエンスストアで休日・早朝・夜間を問わず、手数料不要で納めることができます。コンビニ納付に対応するため、

市が発行する納付書を左図(見本)の通り、バーコードが印字されたものに変更します。ただし、4月1日より前に送付した納付書は、コンビニ納付できません。

納付できるコンビニ

エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー(北海道)、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、ローソンマート、MMK設置店

コンビニで納付できないもの

×平成27年4月1日より前に発行された納付書  
×バーコードが印字されていないもの  
×納期限(納付期限)が過ぎているもの  
×汚れや破損などでバーコードが読み取れないもの  
×金額を訂正したもの  
×納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの  
\*上記に該当する場合は、金融機関や市役所窓口で納めてください



見本